

## むつ市議会第261回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和6年9月10日（火曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
- 第2 議案第57号 むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第58号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第59号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第60号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第61号 財産の取得について  
(移動式トイレ「トイレカー」を、むつ市役所本庁舎及び各分庁舎に配備するためのもの)
- 第7 議案第62号 財産の取得について  
(むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第8 議案第63号 財産の取得について  
(むつ市役所本庁舎配備の小形ロータリ除雪車を、除雪ドーザに更新するためのもの)
- 第9 議案第64号 字の区域の変更について
- 第10 議案第65号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 議案第66号 令和6年度むつ市一般会計補正予算
- 第12 議案第67号 令和6年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第14 議案第69号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第70号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第71号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第72号 令和5年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第73号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第74号 令和5年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第20 議案第75号 令和5年度むつ市水道事業会計決算
- 第21 議案第76号 令和5年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第22 議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算
- 第23 議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第24 報告第16号 令和5年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第25 報告第17号 令和5年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書

- 第26 報告第20号 専決処分した事項の報告について  
(附帯控訴の提起について)
- 第27 報告第21号 専決処分した事項の報告について  
(和解について)
- 第28 報告第22号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第29 議案第79号 工事請負契約について  
(むつ市デジタル防災センター整備工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第30 議案第80号 工事請負契約について  
(むつ市デジタル防災センター整備工事（電気設備工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第31 議案第81号 工事請負契約について  
(むつ市デジタル防災センター整備工事（機械設備工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)

【議員派遣】

- 第32 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	19番	佐賀英生
20番	大瀧次男	21番	佐々木肇
22番	富岡幸夫		

欠席議員（1人）

18番	佐々木隆徳
-----	-------

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管 理 者	吉田和久	代 査 委 員	齊藤秀人
総務部長	吉田由佳子	総務部 シタ 推 進	藤島純
総務部 危 機 監 理	畑山勝利	政 策 推 進 長	角本力
財務部長	松谷勇	市 民 生 活 長	石橋秀治
健康福祉 部 長	斉藤洋一	健 づ 推 進 長	畑中美雅
子ども み だ り s m i l e k i d s o f f i c e こ じ ゃ に り 所	菅原典子	産 業 政 策 長	伊藤大治郎
都市整備 部 長	木下尚一郎	建 設 技 術 長	小笠原洋一

川内庁舎  
所 内 庁 舎  
選 挙 管 理  
委 員 局 長  
事 務 局 長  
農 業 業 務 局  
委 員 局 長  
事 務 局 長  
政 策 課  
教 育 局  
委 員 局 長  
事 務 局 長  
施 設 整 備  
技 術 監 督

杉 山 郷 史  
野 坂 武 史  
立 花 一 雄  
畑 中 涉  
松 本 邦 博  
立 花 幸 一  
佐 々 木 大

計 者  
理 理 者  
監 査 委 員  
事 務 局 長  
教 育 部 長  
上 下 水 道  
局 市 生 活 長  
民 生 部 事  
協 野 所  
産 舎 策 理  
政 副 策 理  
部 長  
総 務 課 部 長  
総 務 課 部 課 査

中 村 智 郎  
小 田 晃 廣  
福 山 洋 司  
中 村 久  
山 崎 拓 也  
鈴 木 明 人  
川 森 恒 太

事務局職員出席者

事 務 局 長  
主 幹  
任 主 査

佐 藤 孝 悦  
澁 川 紋 子  
瀬 角 朋 也

次 長  
主 幹  
主 任

石 田 隆 司  
畑 中 佳 奈  
浜 端 快

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月6日市長から、今定例会に議案3件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日の付託議案審議の後にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（富岡幸夫） ここで会議録署名議員を追加指名いたします。

8番白井二郎議員を指名いたします。

## ◎日程第1～日程第28 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第56号

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について質疑をさせていただきます。

情報通信技術を利用する方法により、手続等を行うための必要な事項を定めるための条例であります。条文のほうを読みました。なかなか具体的なイメージをすることができませんでした。

そこで、このたびの条例制定によりまして、具体的にどういうことができるようになるのか。また、関係者、市民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化とは具体的にどういうものになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

本条例案は、市の機関等に係る行政手続等について、書面によることに加え、いわゆるオンラインによる申請ができるようにするための通則条例であります。この条例案の対象とするものは、市の条例及び規則であり、条例及び規則の規定の通り、これまで書面でのみ申請届出等を受け付けていたものが、本条例案の制定により、これまでどおり書面での申請や届出のほか、オンラインでも申請届出の手続が可能となるものであります。

具体的には、活用事例といたしまして、むつ市補助金等に関する規則で定める補助金交付申請や、各公共施設の使用許可申請などが規則を改正することなく、オンラインで申請できるようになります。

次に、関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化とは具体的にどういうものかについてお答えします。スマートフォンやパソコンなどが

ら、24時間いつでもオンラインによる申請手続などが可能となることから、市民の利便性の向上が図られ、またオンライン申請の場合は、申請データを一元的に管理することができるようになることから、行政運営の簡素化、効率化に資するものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 24時間オンラインによる申請ができるようになるということと理解をいたしました。そうしますと、例えばその申請者が本人である確認でありますとか、その申請の適用はどの辺りまでになるのかとか、その辺りはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

まず、本人確認という部分ですけれども、今はマイナンバーカードを皆さんお持ちということで、そのマイナンバーカードを使った個人認証をしていただいて申請を行うという方法とか、あと例えばマイナンバーカードの券面情報を画像を撮って、それを添付して申請するとか、様々な方法で、本人確認が必要な申請については、そういう対応を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、ほとんどの申請に関しては、これができるようになるという認識でよろしいのですね。あくまでも申請であって、それこそネットを通して書面を得るということとはできないということなのだろうなと思いましたが、そうすると書面は今までもおり市役所に来るなりして取らなくてはいけないという理解でいいのでしょうか。

また、これらにつきましては、条例が制定された後、いつくらいからやるつもりなのでしょう。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

まず、電子的な申請をしていただいて、あとはいろんな処分決定といいますか、通知等、これを電子上で返す方法もございます。現在は、この今回の条例の中では、そのオンラインシステムによる処分通知等ができるということにしておりますので、こちらの、むつ市からの電子証明書をつけながら、できる範囲で通知とか、お知らせ等をしたいと思っております。

いつからということで、今回この条例を議決後、速やかに具体的な方法を定めた規則を制定することとしております。その規則制定後、順次オンラインでの手続ができるよう、全庁に周知して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第57号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 議案第57号 むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第58号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第3 議案第58号

むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、15番井田茂樹議員。

○15番(井田茂樹) 議案第58号について、通告に従い質疑いたします。

今回の議案を見ますと、中学生以下のスキーリフト使用料を無料とし、大人及びシルバーのシーズン券を減額する改正であります。令和3年に第1リフトをシングルリフトからペアリフトに架け替えし、輸送能力も向上したことで利用者の増加が見込めるスキー場となっております。

そこで、今年度から条例改正に至った経緯についてお知らせください。

○議長(富岡幸夫) 市民生活部長。

○市民生活部長(石橋秀治) お答えいたします。

雪国特有のスポーツ施設として、むつ市釜臥山スキー場は昭和47年に第1リフト、昭和56年に第2リフトを開設いたしました。第2リフトは平成17年に、第1リフトは令和3年にそれぞれシングルリフトからペアリフトに架け替えを行っております。

リフトの利用者数は、開設日数等により変動はあるものの、一定の積雪がありました令和2年度から令和4年度の3年間では、平均約15万9,000人の利用となっております。

第1リフトのペアリフト化により輸送能力が向上したことや、昨年度のスマイル・トークリレー「FLAT」参加者やスキー協会の皆様からのリフト料金に関するご意見を踏まえ、ご家族や子育て世代にもスキー場に足を運んでいただき、昔のようなにぎわいを取り戻したいとの思いと、雪国で育った子どもたちがスキーを始めるきっかけになればとの思いから、リフト料金の改定に至ったものでございます。

○議長(富岡幸夫) 15番。

○15番(井田茂樹) 釜臥山スキー場は、陸奥湾を間近に見下ろし、真下には護衛艦が係留する芦崎湾に滑り降りるすばらしい景色のスキー場です。今後は子どもが無料ということで、市外からもスキー場に足を運んでいただく機会も増え、新たな利用者や市内での飲食、買物等で経済効果につながることを期待しております。

市外もそうですが、県外、そして世界にも情報を発信していただきたいと思っております。

次に、大人とシルバーの時間券の見直しは考えなかったのか、お聞かせください。

○議長(富岡幸夫) 市民生活部長。

○市民生活部長(石橋秀治) お答えいたします。

今回のリフト料金の改定では、スキー場にいつでも足を運んでいただきたいことや、子どもたちにスキーを滑れるようになってもらいたいとの思いから、シーズン券と小人の見直しを行ったもので、大人、シルバーの時間券につきましては、今後の利用状況等を見つつ研究してまいりたいと存じます。

○議長(富岡幸夫) 15番。

○15番(井田茂樹) 最後に、子どもを無料としておりますが、市内のほかのスポーツ施設も無料にすることは考えておりますか、おりませんか、お伺いいたします。

○議長(富岡幸夫) 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

雪国に暮らす子どもたちだからこそ、小さい頃からいつでもスキーなどができる環境にありますこと、また気軽にスキー場を利用し、スキーに親しみ、滑れるようになってもらいたいとの思いから、スキー場の料金、リフト料金を無料とするものであります。

また、スキー場は予約の必要がなく、いつでも、誰でも、入場制限なく利用できる施設でありまして、ほかの利用者への制限や、ご不便をおかけすることがありませんし、利用できる期間も非常に限られておりますことから、無料としても差し支えないと判断したものであります。

他の施設につきましても、利用者数や政策的観点で常に検討を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで井田茂樹議員の質疑を終わります。

次に、1番高橋征志議員。

○1番（高橋征志） スキー場の条例案について、2点お伺いいたします。

1点目ですけれども、今回こどものリフト券値下げ、利用料の収入が減ることによりまして、逆に指定管理料が増えることとなりますが、財政的な影響はどのようにお考えでしょうか。

それから、2点目です。こども料金の無料化は、市のスポーツ振興という大局的な観点からも重要な決断だったと思います。その意味においても、市全体の予算のバランスを保つ上でも、当初予算に合わせて改正して、時間的余裕を持って市民に周知すべきではなかったかと考えております。昨年度中の改正とせず、本定例会に上程するに至った理由についてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

指定管理料が増額となることによって、財政に

与える影響についてでございますけれども、このたびの条例改正によりまして、年間で約320万円の指定管理料が増額となりますが、昨年度から庁内におきまして、行財政改革検討部会を開催し、今年度より浜奥内海水浴適地や決算書の冊子版の廃止など、年間で約300万円が削減をされております。

また、デジタル防災センター整備事業におきましては、当初事業費の財源として緊急防災・減災事業債の充当を予定しておりましたが、有利な国庫補助金の獲得によりまして、今後年間で約500万円の一般財源が削減される見込みとなっております。

これら経費の削減のほか、今後新たな財源の確保等によりまして、さらなる一般財源の抑制に努め、財政運営に支障が出ないように対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 本定例会に上程するに至った理由についてお答えいたします。

スキー場という施設の性質上、12月から3月までの運営で、予算編成段階では利用者の声を拾うのは難しいものでありました。昨年度実施いたしましたスマイル・トークリレー「FLAT」やスキー協会の皆様からの声、また各学校のスキー教室の状況等を踏まえ、昨年度末から検討に着手し、他のスキー場のリフト券の料金等も調べ、今年度のスキーシーズンに間に合わせるべく本定例会に上程したものでございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 県内のスキー場を取り巻く環境というのは、例えば野辺地町のスキー場が廃止になるとかで、県内の状況も変わってきていると思います。

そういう観点からの質疑ですけれども、今回のこどもの料金の引下げに関しては、むつ市民だけ

ではなく、市外の方も同様に無料化になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

下北地区では唯一のスキー場でございます。市外の方にも広く利用していただきたいと考えておりますので、市内限定とはいたしておりません。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） せっかくの機会ですので、これを機に市民、市内だけではなく、市外にもきちんとPRをして、利用者の増加に努めていただきたいと思っております。

それで、むつ市のスキーですけれども、歴史をひもとけば、ここもまた海軍に行き着くわけですね。そういう意味では、スポーツの振興にとどまらず、今子どもたちの料金を値下げしますので、子どもたちがここでも郷土の歴史に触れるチャンスにもなるのではないかなと思うのです。そういった意味で、このスキー場の料金をきっかけに、子どもたちが郷土の歴史に触れるチャンスにもしてもらいたいと思うのですけれども、何かお考えはありますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

当初釜臥山スキー場は、海軍のスキー訓練の場所と聞いております。その後ウィンタースポーツの拠点施設として市民の皆様にご利用されるスキー場に整備されてきたところでございます。

スキー場の歴史を知っていただくことは大切なことと認識いたしておりますことから、どのような方法があるのか、研究してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 議案第58号 むつ市釜臥山ス

キー場条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

本来であれば、所属しております常任委員会のほうに付託される案件なので、この場での質疑は控えたいところではございますが、細かいことには触れず、大きな観点からだけの質疑をさせていただきたいなというふうに思っております。

スキー場の利用促進を図るために、中学生以下を無料、大人及びシルバーのシーズン券を減額するものでありますが、まず前提としての利用者の減少の要因、これはどこにあるというふうに捉えているのかお聞きしたいと思います。

また、スキー場は公共施設の一つであります。公共施設の利用形態や運用方法は様々ですが、維持管理にはやはり経費がかかります。それらは、施設を利用する方からの使用料と市民の皆様からの税金によって賄われています。施設の中には、行政運営や市民生活に不可欠な施設から、必要に応じて選択的に利用される施設まであり、施設の市民負担の検討において、全てを一律に取り扱うことは適切な施設運営とは言い難いものであると私は思っております。

したがって、受益者負担の原則はあるものの、税で負担する部分も必要なことから、その設置目的や性質に合わせて、税で負担する割合と受益者が負担する割合とを区別する必要があるというふうに思っております。

むつ市は、公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針を基に、各施設の利用料金の決定や見直し等を行っているというふうに思っております。このたびの改定、受益者負担の観点から、このスキー場はどのような施設にあるというふうに捉えているか、併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

減少の要因についてでございますけれども、ス

スキー場は積雪時期、降雪量、雪質など、自然のもたらす影響を非常に受けやすいことや、スキー人口の減少、子どもたちの遊びの多様化などがありますが、少子化が一番の要因ではないかと考えております。

次に、受益者負担についてでございますけれども、市では使用料及び手数料の受益者負担の適正化に努めてきたところでございます。その一方で、市の施策は、教育、福祉、経済等の観点から、議員の皆様にお諮りをして、これまでも高齢者の外出支援や利用者の減少による公共交通の維持の観点から、受益者が負担すべきであるバス代につきましても、75歳以上の高齢者の無償化事業を実施してございます。

スキー場につきましては、冬期間積雪がある当市におきまして、公園や屋外施設が利用できなくなり、子どもたちの遊び場が不足する時期に、誰でも予約なく利用できる施設であると認識しております。

こうした雪国ならではの施設で雪国に育った子どもたちがスキーに親しんでほしいといった観点から、今回の条例改正に至ったものでございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今利用者の減少の要因のほう、ご説明いただきましたけれども、その中には利用料金が高いというのは多分入っていないのだろうなというふうに思います。少子化、あるいは一番の要因は、積雪量が少なく営業日数が安定しないというところが一番利用者が伸びない原因なのだろうなというふうに私は感じております。であるならば、料金のほうも大切ですけども、そちらのほうをどうにかする方法というのにも十分にあったのではないかなというふうに考えます。

現在スキー人口は減少しているわけで、各小学校さんでも、スキー教室どうしましょうかなどという見直しも起こっていて、なかなか増える要因

が見つからないのです。そういう意味で、今回この料金を無料にするということで、増えるかもしれないなというふうには思いますけれども、ちょっとその辺りは私は意見の分かれるところだというふうに思っています。

一番危惧するのは、この条例を導入するに当たって、結果としてスキー人口、利用者が増えなかった、一部の人だけが利益を得るようになるのではないかというふうな懸念をしておりますので、ぜひともその部分は、いろんな方策も含めて、今回の条例改正以外も含めて、その部分はぜひやっていただきたいというふうに思います。

一度無料にしてしまえば、元に戻すことは非常に難しいと思いますので、ぜひその部分については取組のほうをお願いしたいと思います。

再質疑として、この料金以外で利用者を増やす方策について、何か検討していることがあれば、お知らせ願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） お答えいたします。

利用者の減少によりまして、例えば飲食ですとか、そういった部分が一時中断してございました。昨年からは軽食等の提供を始めておりますので、そういった利用者の増を図って、さらにそういったところのサービスが充実できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第59号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第59号  
むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例を  
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、  
お手元に配信しております議案付託表のとおり、  
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第60号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 議案第60号  
むつ市消防団条例の一部を改正する条例を議題と  
いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、2番杉浦弘樹議員。

○2番（杉浦弘樹） 議案第60号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

今回団員の定員の数を変更しておりますけれども、そちらの改定した理由について1点お聞きします。

そしてもう一点です。機能別消防団員の待遇についてです。公務災害による補償や退職金等、こういったものはどうなっているのか、質疑いたします。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

まず、定員を変更した理由についてございま

すが、1つは平成17年の市町村合併時に消防団条例において定員を定めて以来、人口の減少と相まって団員数が年々減少しており、条例に定める定員と在籍する消防団員数の差が顕著となってきたものであります。

もう一つは、市内の各地区消防団長などから、定年や定員の見直しのほか、機能別消防団員制度や学生消防団員制度の導入などによる消防団の体制強化について様々な意見をいただきました。体制を見直す機運が醸成されたことによるものでございます。

次に、機能別消防団の待遇についてでございますが、活動範囲が限定的であることから、報酬については日額で設定した以外は、基本消防団員と同様に、退職後には勤務年数に応じた退職報償金が支給されるものでありまして、また公務災害補償制度の対象にもなっており、公務上の負傷した場合など、療養補償等を受けられるものとなっております。

なお、退職報償金の支給につきましては、基本消防団員が定年退職後に引き続き機能別消防団員として活躍される場合には、基本消防団員と機能別消防団員の在籍期間を通算して算出することになってございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） それでは、機能別消防団員について、再度質疑いたします。退職金の部分においてなのですけれども、一度団員として所属しておりました。ただ、いろいろな事情により団員を一旦辞めて、70歳以上になったときに、また機能別消防団員で入団したというふうなことになった場合は、退職金はどのような扱いになっていくのか、そちらのほうもお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたしま

す。

再入団時における退職報償金の算出についてですが、再入団前後の勤務年数を合算し、退職報償金を算定、支給することとなります。ただし、再入団前の勤務年数によって、既に退職報償金が支払い済みとなっている場合は、再入団後の勤務年数により、算定、支給することとなっております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） それでは最後に、機能別消防団員について、今まで団員で所属していなかった方でも、70歳以上になったときに機能別消防団員の加入は、要は入ることができるのかどうかと、条例にあります特定の職務に限ってとはどういう職務になるのか、こちらのほうを最後にお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えします。

本市における機能別消防団員は、災害時における後方支援及び広報、普及啓発活動を任務として考えてございます。そのため、後方支援を行うケースとしては、消防に関する知識や技術等が求められることから、定年退職者のほか、5年以上の在籍履歴を有する元消防職員及び元消防団員を条件の一つとして想定しております。

○議長（富岡幸夫） これで杉浦弘樹議員の質疑を終わります。

次に、4番工藤祥子議員。

○4番（工藤祥子） 杉浦議員の質疑で、ほとんど私も分かりましたので、それ以外についてちょっとだけ質疑いたします。

そもそも私、機能別消防団員の定義が分からないので、教えてください。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

機能別消防団員とは、全ての災害対応及び消防団活動に参加する従来の消防団員とは異なり、特定の活動や役割を担うなど、活動範囲を限定することで担い手の幅を広げ、さらなる地域防災力の強化を図ることを目的とした制度となっております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 機能別消防団員について、今まで日額報酬が支給なしで来たのですけれども、これが改正によって日額2,000円になったのはなぜでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） そもそも日額報酬の設定というのは、今機能別消防団を設定するに当たって決めたものでございますので、これから機能別消防団員の皆様が活動する場合に日額報酬を支給することといたしております。

この日額に決定した理由としましては、基本団員の皆様は年額報酬として一定の料金ですけれども、基本団員の皆様には様々な年間を通しての活動がございまして、その活動、例えば観閲式、出初式にはあえて特に出勤を求めないで、自分のできる範囲で、生活している範囲の中で活動していただければいいと考えております。ですので、その出勤について、例えば1日出れば、日額報酬と出勤報酬等が合わせて支給されることとなっております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 団員の定年を65歳から70歳に延長しています。定数を削減しながら延長しているということについての背景をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えします。

まず、定年を5歳引き上げた理由についてご説明いたします。令和6年5月に市内各地区団長が

らご意見を頂戴したところ、一律70歳を定年とする意見が多かったことがございまして、またその後、70歳を過ぎても、まだ自分が協力できることはしたいという意見の方が多数いるということがありまして、定年後の機能別消防団員としての活動年数を考慮し、70年といたしました。

また、機能別消防団員については、活動をできるだけしていただくということで、あえて定年は設けてございません。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第61号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 議案第61号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、移動式トイレ「トイレカー」を、むつ市役所本庁舎及び各分庁舎に配備するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第62号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第7 議案第62号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第63号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第8 議案第63号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市役所本庁舎配備の小形ロータリ除雪車を、除雪ドーザに更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第64号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第9 議案第64号 字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第65号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第10 議案第65号

青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第66号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第11 議案第66号令和6年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番高橋征志議員。

○1番(高橋征志) 補正予算につきまして、第7款、第1項、第6目産業振興費のネクストフロンティア開拓事業費につきまして、その事業の目的ですとか、旅費の内容ですとか、そういった詳細につきまして伺います。

○議長(富岡幸夫) 産業政策部長。

○産業政策部長(伊藤大治郎) お答えいたします。

本事業は、人口減少に伴う地域内、国内市場の縮小に対処し、稼げる地域を構築することを目指すべく、輸出、インバウンド、ブランディングの各コンセプトに基づき、新たな需要を創出することを目的としております。

2021年度から実施しておりますシンガポールにおけるAomori Global Advance Project事業、また台湾高雄市及びアメリカロサンゼルス市における現地でのプロモーション事業となっております。

なお、台湾高雄市及びアメリカロサンゼルス市における現地でのプロモーションにつきましては、資源エネルギー庁の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業を活用しております。当該事業については、航空費や宿泊費に係る市の費用負担は発生いたしません、対象外経費となる部分について、当該補正予算に計上しております。

具体的な事業内容につきましては、シンガポールにおけるAomori Global Advance Project事業につきましては、これまでは市が単独で取り組んでまいりましたが、今年度からは青森県と連携して実施しており、さらなる事業効果の向上を図るため、県と市が同時期に渡航し、関係機関の訪問やAomori Global Advance Project 2024の成果報告会等を行うものでございます。

また、新たに台湾高雄市及びアメリカロサンゼルス市におきまして、現地でのプロモーションや関係機関への表敬訪問、意見交換会等を実施し、人的ネットワークを構築するとともに、販路の開拓や経済交流を図るものでございます。

予算の内容につきましては、それぞれの国への渡航に係る旅費を計上しております。まず、シンガポール分といたしまして150万4,000円、台湾高雄市分といたしまして25万4,000円、アメリカロサンゼルス市分といたしまして18万4,000円を計

上しております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 再質疑の前に、ネクストフロンティアという事業名なのですけれども、フロンティアというと、歴史の授業とかにも出てきますが、辺境とか、あるいは未開の地みたいなことで使われていると思ってまして、もともとフロンティアというのは、アメリカの西部開拓のときに出てくる用語だと思います。何があったかというところの歴史がアメリカではあったかと思うのです。ロサンゼルスがある西海岸というのは、フロンティアが終えんした地だということになりますので、事業名について、いささか違和感があるといえますか、検討し直す余地があるのではないかなと思っております。

再質疑に移りますが、今回旅費の負担はほとんどないということで、アメリカに行く、ロサンゼルスに行くということなのですけれども、同じアメリカであれば、かねてから姉妹都市であるポートエンジェルズがありますし、ポートエンジェルズでなくても、ポートエンジェルズがあるのはワシントン州ですし、そうすると大都市のシアトルがあります。アメリカといっても、いろんな都市があった中で、あえてロサンゼルスにした理由は何なのでしょう。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

アメリカロサンゼルス市を新たな開拓地に設定した理由についてであります。JETROやJNTOによりますと、カリフォルニア州は全米の中で訪日旅行の最多送客数を誇り、ロサンゼルスは全米で最も日本食レストランが多い地域となっております。

また、シンガポールでのAomori Global Advance Projectにご協

力をいただいている現地法人が今年ロサンゼルス法人を立ち上げたことや、令和7年2月にはしもきたTAB Iあしすとが北米屈指の旅行博であるLos Angeles Travel & Adventure Show2025に出展し、訪日に高い関心を持つ消費者や、現地の旅行関係事業者などに対してPRする予定となっていることから、多様な誘客ルートや販路を開拓するために、むつ市が北米市場へチャレンジする場として最もふさわしいと判断いたしました。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 今回の9月定例会の一般質問で、総合経営計画の話に少し触れましたけれども、総合経営計画の後期基本計画の中で、稼げる物産プロモーションというところの施策内容の施策の方向性というところには、人口や富裕層の増加が見込まれる東南アジアマーケットをターゲットに販路開拓支援を行っていくということが記載されております。ここでも実際の事業、今取りかかる事業と総合経営計画との間にそごが生じているように感じるのですが、その点についてどう考えるかということと、もう一つ、海外に展開していくに当たって、いろんな地域を手広くやるという方法と、一方である程度ターゲットを絞って、そこにリソースを集中してかけていくという考え方があると思うのです。ポートエンジェルズは別格としても、例えばある程度陽明国民中学でつてがある台湾の高雄市に教育ですとか、経済ですとか、あるいは少し高雄市は離れますけれども、台湾はジオパークで野柳と交流もありますし、これからエバー航空が就航するということで、ある意味台湾に特化するチャンスでもあるかと思うのですけれども、むつ市として海外戦略をどのように描いているかお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） まず、総合経営計

画とのそごが生じないかといったことですが、議員おっしゃるとおり、東南アジアを中心に、今後もシンガポールを中心としてアプローチしていくというところには変更はございません。

また、いろんな地域に触手を伸ばしているのではないかといったことですが、先ほどの説明にもありましたとおり、アメリカロサンゼルス市というところの訪日旅客数であるとか、また現地法人に当市とつながりのある民間事業者の応援もいただいているところとの関係性も考慮したところで、ロサンゼルス市というところをまず次の訪問地に決めました。

議員のほうからも、台湾は、ではどうなのだというお話もありましたとおり、ロサンゼルス市だけではなく、台湾高雄市のほうにも、今回補正が承認されましたら、現地に伺ってプロモーションをかけていきたいというふうに考えておまして、やみくもに触手を伸ばしていることではなく、一応目的を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご承知いただきたいと思ひます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

次に、14番中村正志議員。

○14番（中村正志） 令和6年むつ市一般会計補正予算について、2点質疑をさせていただきます。

まず1点目が商工費の中のむつ市アウトドアランドデザイン策定事業ということですが、この事業目的、事業内容、また恐らく委託することになると思ひますが、委託先、またこの策定後の事業展開、来年度以降になると思ひますが、その点についてお聞きをしたいと思ひます。

2点目が、先ほども少しお話ししましたが、むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場指定管理料についてです。このたびの320万4,000円の部分は、恐らく今シーズンの見込みの利用料金を無料、割引することになった分だと思ひますが、

そうであるならば、具体的にこの部分は、例えばシーズン券はどれくらいでとか、回数券はどれくらいでというふうなのがあると思ひますが、その辺りのところをお聞きしたいと思ひます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

まず、むつ市アウトドアランドデザイン策定事業の概要についてご説明いたします。今回の補正予算におけるむつ市アウトドアランドデザイン策定事業とは、当市の豊かな自然資源を生かした幅広い世代を対象とする滞在型、体験型の観光について、専門的知見を有する民間事業者からご提案をいただくことにより、当地におけるエコツーリズムを促進し、観光客の増加や地域住民による地域内での経済の活性化を図るための将来構想となるもので、地域資源の現状や課題の抽出、分析、エコツーリズムの検討、提案、既存観光施設や道の駅への構想提案などをむつ市アウトドアランドデザインとしてまとめて、地域の活性化に資する施策の構築につなげるものでございます。

委託先につきましては、まだ契約前なので、はっきりと申し上げづらいところはあるのですが、本年2月13日に協定を締結いたしました株式会社モンベル様のほうを候補として考えております。

次に、今後の事業展開なのですが、まずこの事業につきましては、四季を通じた調査を要するということから継続費を設定いたしまして、令和6年度は現地調査に係る旅費と中間報告をいただく予定でおります。また、令和7年度につきましても、同じく旅費と最終報告ということで考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場指定管理料についてお答えいたします。

今回の無料化、減額により、減収となる分についてお答えいたします。小人について、1回券ですけれども、これが16万9,000円、そして2時間券、小人の分で82万5,600円、小人の区分4時間券で23万9,400円、小人の区分8時間券で4万7,600円、そしてシーズン券についてでございますが、大人は12万6,200円、シルバーは5万8,700円、小人につきましては173万7,600円として、計320万4,000円の減収となります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） それでは、まずアウトドアグランドデザイン策定事業のほうであります。モンベルさんなのだろうなということで思っていましたけれども、そうしますと、モンベルさん、結構ほかの自治体と同様なことをやっていると思うのですが、イメージとすれば、そういうふうなことをむつ市でもというふうな考え方でよいのかどうかです。

あと、今回久々に道の駅ということがこの中に出てきました。予定地として取得してからずっと、下北半島縦貫道路の整備の進捗を見ながらということで、なかなか出てこなかったのですけれども、これはあくまでも道の駅がいつできるということではなくて、道の駅の機能としてこういうのもというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

次に、スキー場のほうでありますけれども、そうしますと、今回の前の条例と合わせまして、利用者が多分増加するのだろうなと。そうなりますと、あと指定管理者のほうの業務量も恐らく増えてくると思うのです。そうなったときに、その辺りの精算はどのように行われるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

まず、ほかの自治体と同じようにやるのかということに関しましては、先ほどの繰り返しになり

ますけれども、自然の資源を生かしたところの課題と分析をしていただいて、どのように活用するのかというところがまず1点。あと、施設につきましても、そういうアウトドア系の施設が、例えば早掛のキャンプ場であるとか、そういったことがございますので、もっと活用を図る上でアドバイスをいただいたりとか、そして道の駅の構想等につきましても、ご意見をいただきながら、グランドデザインという形で、まず報告をいただきたいなということでご理解賜りたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） スキー場についてのお尋ねにお答えいたします。

利用者が増加しますと、指定管理者の業務も増加するのではないかとということですが、これに対しての指定管理料の増加ということはありません。ただ、利用者が増加しまして、利用料収入が上がりますと、市の見込額を上回った場合、その分は指定管理者の収入となりますので、それがインセンティブとなりますので、それで理解いただけるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 再度スキー場のほうですけれども、今インセンティブというお話が出ましたけれども、指定管理者の有益性の一つとしては、民間事業者による、行政ではできないようないろんな事業展開をすることによって利用者を増やすというふうな部分が多分あるかと思うのですが、今回そういう部分が、無料にしたことによって増えた部分というのがすごく見えにくくなるのではないかなというふうなことも感じておりますが、その辺りについては、何か市としてはお考えございますか。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 指定管理者の努力によって増えたか、あるいは無料化して増えたかと

いう部分につきましては、今年度そういった変更を行っておりますので、どうしても昨年度との比較、さらには今年度だけでの評価というものがちょっと見えてこないものと考えております。今後複数年で、その状況が見えてくるかと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、4番工藤祥子議員。

○4番（工藤祥子） 議案第66号 令和6年度むつ市一般会計補正予算の一部分について質疑いたします。

歳出の農林水産業費についてですけれども、漁業施設整備費として大湊地方隊等周辺民生安定施設整備事業費に補正額が計上されています。そもそもこの施設とはどういうものなのか、詳細についてお知らせください。提案理由は、芦崎湾の浚渫に係るナマコの資源保護を行うと書いてあります。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） お答えいたします。

防衛省におきまして、令和7年度から令和9年度に芦崎湾の浚渫工事を実施する予定であります。同湾には多数のナマコが生息しており、浚渫工事によりナマコのへい死が予想されます。このことから、令和7年度からの浚渫工事の前に、ナマコの資源保護及び安定した漁業経営に資することを目的に、芦崎湾内のナマコを生息に適した漁場へ移設を行うため、防衛省の民生安定施設整備事業を活用し、漁場を整備することとしております。

事業実施に向けた調査が必要であることから、調査費用を計上したといった内容でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、この予算は取りあえず調査費ということでの理解でよろしいので

すね。

私は、いつも車を走らせながら芦崎湾を見てきて、本当に歴史の長い営みということで、いつも美しいこの芦崎湾に、それこそ感動しながら歩いてきております。豊かなこの海の中でナマコが生息しているということを改めて知ったわけですが、これまでは、この生息しているナマコをどのように育ててきたのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 芦崎湾に藻場がありまして、そこでナマコが生まれて、芦崎湾からほかの漁場にも移っていくというようなことと理解しております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、そのナマコの生息域を、それこそ助ける施設を改めて造ることと理解しておりますが、もともとこの原因をつくっているのが国の防衛政策だと思うので、国からの補助というのはどのくらい出るのでしょうか。全体のどのくらいを見込んでいるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 今回の調査事業に関しましては、防衛省からの補助はございませんが、令和7年度に予定している整備事業については、事業費の3分の2の補助を受ける事業ということになります。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第67号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第12 議案第67号  
令和6年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

ここで午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◇議案第68号～議案第77号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第13 議案第68号  
令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程

第22 議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算までの10件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、令和5年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。齊藤秀人代表監査委員。

(齊藤秀人代表監査委員登壇)

○代表監査委員(齊藤秀人) 令和5年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告し、意見を申し上げます。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、各特別会計に係る歳入歳出決算書、附属書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に行われており、財産の管理についても適正であると認めました。

それでは、令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算の概要をご説明いたします。令和5年度決算は、歳入435億7,049万8,086円、歳出428億9,574万9,684円で、歳入歳出差引額6億7,474万8,402円であり、継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額に係る令和6年度へ繰り越す財源6,210万4,000円を差し引いた実質収支は6億1,264万4,402円の黒字であります。単年度収支は2億9,232万3,497円の赤字となっております。これは、電力料金をはじめとした物価高騰の影響による市の事務事業全般の費用、下北地域一般廃棄物処理施設の竣工に伴う下北地域広域行政事務組合へのじん荼処理負担金及び一部事務組合下北医療センターへの負担金が増加したことによるもので、実質単年度収支額においても7億4,183万1,808円の赤字となっております。

令和5年度における行財政運営は、歳入で普通交付税や原油価格高騰対策に係る特別交付税及び県支出金など、自主財源においては使用料及び手数料をはじめ市税の徴収対策などによる徴収率向

上を図り、財源の確保に努めております。

歳出では、投資的経費で防災情報伝達手段整備事業、(仮称)むつ市防災食育センター建設事業、物件費、補助金などでむつ市産地パワーアップ事業費補助金、物価高騰対応重点支援措置費、義務的経費で子ども医療費給付事業などにより、将来を見据えた事業が積極的になされております。

令和5年度は、むつ市総合経営計画後期基本計画に掲げる5つの最重点事項を柱に、むつ市デジタル化推進枠に加え、むつ市地方創生SDGs推進枠を設定し、子育て支援の子ども医療費給付事業、教育環境向上の地域文化・スポーツクラブ推進事業、地域産業保護のための冷凍ベビーホタテ消費拡大対策学校給食活用事業、デジタル化推進によるむつ市住民パスポートで暮らし快適事業及び災害に備えた施設の整備事業など、様々な分野で投資的な事業がなされ、持続可能なむつ市の構築に踏み出した年でありました。

財政運営については、おおむね当市の財政中期見通しに沿って進行しており、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、公債費の負担の程度を示す実質公債費比率は、令和4年度と比較してそれぞれ改善しておりますが、将来負担比率は上昇しております。

今後におきましても、社会や経済情勢の変化を注視しながら、新たな財源の確保に努めるとともに、引き続き歳入に見合った財政規模への転換を図り、強固な財政基盤の確立と工夫を凝らした柔軟で効率的な行財政運営を望むものであります。

次に、特別会計歳入歳出決算につきましては、主な特別会計として国民健康保険特別会計について、その概要をご説明いたします。

令和5年度は、歳入歳出差引額2億2,484万2,159円の黒字となっております。また、単年度収支についても1,151万4,180円の黒字となっております。

今後人口減少及び少子高齢化のさらなる進行により、被保険者数の減少による国保税の減少などが見込まれる一方で、医療の高度化などによる医療費の増大が見込まれていることから、引き続き国保制度の動向の見極めや、歳入確保のため収入率向上に努めるとともに、特定健診など予防、健康づくりのための取組を進めるなど、長期にわたり堅実な制度運営を望むものであります。

次に、令和5年度むつ市水道事業会計決算並びに下水道事業会計決算について、審査の結果を報告いたします。

今回、審査に付されましたこれらの事業会計決算報告書をはじめ、財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係する証拠書類と符合しており、正確でありました。

予算の執行は、地方公営企業法ほか関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、また経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

まず、水道事業会計決算は、税抜き決算額では水道事業収益16億6,206万905円、水道事業費用16億3,475万4,163円で、収益的収支において2,730万6,742円の純利益を生じた決算となっております。この純利益は、令和4年度と比較して1,700万円余り減少しております。

建設改良工事の概況については、平成29年度から7か年計画で実施しております西通地区簡易水道統合事業が計画どおり完了し、川内、脇野沢地区の浄水場が集約されたことで、効率的な運営や経費の削減が期待されるところであります。

今後におきましても、給水人口の減少による収益減少と施設更新費用の増加が懸念されることから、有収率向上による収益の確保を図り、自然災害に備えた施設の耐震化と危機管理対策を効果的に進め、安全で安定的な水道サービスが持続されることを望むものであります。

次に、下水道事業会計決算は、税抜き決算額では下水道事業収益10億3,853万7,697円、下水道事業費用は9億6,672万3,908円で、収益的収支において7,181万3,789円の純利益を生じた決算となっております。この純利益は、令和4年度と比較して1,300万円余り減少しております。

建設改良工事の概況については、下水道整備事業及び改築更新事業の実施により、処理水量増加への対応や施設及び設備の改修更新による長寿命化を図るなど、計画的な整備に努めております。

下水道事業については、今後新たな整備は行わず、計画区域を整備済みの区域へ縮小することとなりましたが、引き続き整備済み区域における下水道への接続率の向上と収益の確保に努め、施設の適切な維持管理と浄化槽設置整備助成事業の促進により、衛生的で快適な居住環境が形成されることを望むものであります。

審査の詳細につきましては、お手元に配信の決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただければ幸いに存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（富岡幸夫） これで監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題といたしました10議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

次は、議案第69号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

す。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

次は、議案第70号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

次は、議案第71号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

次は、議案第72号 令和5年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

次は、議案第73号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

次は、議案第74号 令和5年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

次は、議案第75号 令和5年度むつ市水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

次は、議案第76号 令和5年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

次は、議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

これで令和5年度むつ市各会計決算等に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号から議案第77号までの令和5年度むつ市各会計決算等については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配信しております決算審査特別委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時44分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました決算審査特別委員会において、委員長に東健而議員、副委員長に中村正志議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◇議案第78号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第23 議案第78号

むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第16号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第24 報告第16号 令和5年度むつ市一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

報告第16号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第17号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第25 報告第17号 令和5年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

報告第17号については、文書のとおりでありま

すので、ご了承願います。

#### ◇報告第20号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第26 報告第20号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、附帯控訴の提起について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。19番佐賀英生議員。

○19番(佐賀英生) それでは、報告第20号について質疑させていただきます。私、裁判に不慣れなものですから、分からないので、よろしくお願いたします。

いろいろな裁判になりますと、控訴だ応訴だと聞きますけれども、附帯控訴という文言を初めて聞いたものですから、この点について若干教えていただきたいのと、控訴する場合、どちらかといいますと、特に地方自治法においては、第96条の第1項第12号で、それで提訴すると思ったら、これ見ましたら、第180条の第1項ということなのですけれども、ちょっとこの辺、これを採用した理由、2点についてお伺いいたします。

○議長(富岡幸夫) 総務部長。

○総務部長(吉田由佳子) お答えいたします。

附帯控訴の理由と内容についてのうち、まず附帯控訴に至った理由についてご説明いたします。

今回の訴訟事件につきましては、むつ市内に土地を所有する原告から、自身の所有する土地の固定資産税及び都市計画税を当市が過大に賦課徴収したことが違法であり、これにより被害を被ったとして、令和3年6月7日、国家賠償法第1条1項に基づき損害賠償を求め、訴訟を提起されたものであります。

その後、本年4月25日、青森地方裁判所から判決の言渡しがありましたが、原告は同判決に一部

不服があるとして控訴をいたしました。

第一審判決に対して控訴がなされた場合、控訴した側の不服部分のみが審議され、控訴された側の主張が認められなかった部分については審議されないこととなり、公平に反することとなります。

附帯控訴とは、第一審の判決に対して控訴された側が控訴審において第一審判決を自身に有利に変更するように求める不服申立てを言います。

当市といたしましては、附帯控訴を提起し、当市の不服がある部分について取消しを求めることといたしました。

なお、当市におきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起については、1件の訴訟物の価額が100万円以下のものに関しては市長が専決処分できるものとして指定されており、今回の附帯控訴の提起に係る訴訟物の価額は45万4,822円でありますことから、専決処分したものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） それでは、今回の原告、今度は控訴すると、どちらも原告になったり、被告になったりするわけですが、金額的な不満というよりも、内容的な部分での附帯控訴というふうに理解してよろしいのでしょうか。そこら辺のところ、よろしく願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

今回附帯控訴した理由といたしましては、案件のほうは3件ございますけれども、原告がすべき手続にも漏れ等がございますので、その漏れも損害期間を拡大させた要因の一つとして考えられることから、弁護士とも相談し、原告の過失の見直しを請求するものでございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 分かりました。あまりこうい

うのというのはよろしくないと思うのですが、いささか本件については時間がかかりそうな気がします。これから進め方といたしまして、どのように持っていくのか、最後に市長にお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 判決内容を確認した時点で、一部疑問が残ったものの、当市としては第一審につきましては控訴はせずに、原告からの訴訟の手続がない場合は、判決に従いまして、市内の事業者である原告との争いの終結を考えておりましたが、原告が控訴手続を進めるため、当市といたしましても判決内容の疑問点に対する考えを附帯控訴理由として附帯控訴しております。

本件につきましては、現在裁判中であることから、仮定のお話につきましては差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第21号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第27 報告第21号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

報告第21号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第22号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第28 報告第22号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第22号の質疑を終わります。

報告第22号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◎日程第29～日程第31 議案一括上程、 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第29 議案第79号から日程第31 議案第81号までの工事請負契約についての3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） ただいま追加上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第79号から議案第81号までの工事請負契約についてであります。これら3議案は、むつ市デジタル防災センター整備工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事について、工事請

負契約を締結するためのものであります。

なお、本工事については、補助率が高い国庫補助を受けて行うものであり、その交付決定の日が9月5日となったこと、また、今年度の工事期間が令和7年1月末までとなることから、早期に工事着工する必要があり、本定例会において、追加での上程となりました。

以上をもちまして、追加上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましても、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため及び昼食のため、午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました3議案については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

#### ◇議案第79号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第79号 工事請負契約についてに対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市デジタル防災センター整備工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第80号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第80号 工事請負契約についてに対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市デジタル防災センター整備工事(電気設備工事)に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第81号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第81号 工事請負契約についてに対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市デジタル防災センター整備工事(機械設備工事)に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、

て、議案第81号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第32 議員派遣について

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第32 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、姉妹都市交流事業及び青森県市議会議員研修会に出席するため議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配信しております資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま決定されました議員派遣の記載事項に変更等が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

### ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月11日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月12日及び13日は決算審査特別委員会のため、9月17日及び18日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、9月14日から16日までは休日のため休会とし、9月19日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時36分 散会